

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 ヨネスク マグダレーナ

本論文は、2010年の夏、フランス政府がルーマニア国籍やブルガリア国籍のロマを強制送還したことでメディアの注目を集めるようになった、ロマを巡るEU（ヨーロッパ連合）の政策を題材に、ヨーロッパの統合過程を、近代国家建設と比較しながら、ミッシェル・フーコーのGovernmentality（統治性）のアプローチから分析することで、ヨーロッパ研究に新たな視点を与えようとする意欲的な研究である。

第一章において、本研究の理論的な枠組みである「統治性」アプローチの中心的な概念や意味合いを説明する。EUのロマへの取り組みが持つ意味合いを明らかにするために欠かせない「自由主義」による国家への影響と様々な歴史的変化の検討を行っている。

第二章及び第三章では、（前近代・近代）国家の枠組みの中で、ジプシーの系譜学的な分析を行っている。第二章では、16世紀以前の観点から現在は通称「ジプシー」と言う名で知られている人々に焦点を当てて分析を行い、主権が君主から国家へ変わりつつある16世紀頃までは、民族や文化的背景ではなく、異端及び浮動人口や自律性が問題とされていたために、現在（民族・文化的に）「ジプシー」として知られている人々は、当時、政治的に存在しなかったと論じている。

第三章では、「自由主義」の誕生によって政治的合理性となった「統治性」が「ジプシー」へ及ぼした影響を検討した。ここでは、自由主義的な統治性であろうがなかろうが、現代国家が反自由主義的な権力の執行を主権的な「安全空間」の枠組みで存続させていると論じた。そして、第二章で説明した様々な歴史的理​​由のために、「ジプシー」と呼ばれるようになった人々は「安全低下」と直接関連づけられて、「安全空間」に制限され、反自由主義的な装置の対象となったことを論証している。

第四章及び第五章では、現代国家による取り組みやロマの現状を「問題化」したEUの試みを説明し、分析している。第四章では、EUが1990年代から2012年の間に採択した文書や装置を政治的文脈や社会的文脈に照らしながら記述し、EUがどのようにして、10年間あまりロマへの関心が無いに等しいところから、「ロマの弁護人」として加盟国と対立するところまで関心を高め、活発に働きかけるようになったかを辿っている。さらに、EUがロマ問題を巡って、どのようにして利害関係者らを一つの枠組みにまとめることができ、ヨーロッパ人（ロマのみならず）の日常生活への介入を正当化し、当然なことだとさせてきたかを明らかにしている。

第五章では、前章で記述したEUのロマ政策を、第一章で説明した「統治性」の観点から分析している。政治的合理性や権力形態・技術やテクノロジーを確認し、ロマの統治を巡るアイデンティティやエイジェンシーを検討し、EUの「付加価値」を追求し、分析を行うことで、EUが国家権力の執行に変化を求めていることを明らかにした。ロマに関して言えば、制限されている「安全空間」から「自由の空間」への移動を追求し

ていると論じた。つまり EU は、国家の枠組みに区分化され、主権的に監視的及び規律的な装置で主流から追い出された人々を、改めて統治的に自由主義的な装置を利用し、多様化した主流に組み入れようと、国家政策修正のみならず全 EU 市民の態度変更を追求している、というのである。

終章では、本文で行った議論・分析を要約し、EU の役割を自由主義的合理性の最新形態と関連づけ、これからの研究を概括する。EU の行動は、国家の反自由主義的である主権的監視や規律装置の執行を取り除くどころか、逆に新たな政治的主体と結びつけることによってこれを更新させ、より補強させると論じる。つまり、様々な政治的及び経済的な理由や目的のために、人々を主流から遠ざけている利害関係者のダイナミックスや装置は、相変わらず現代に至って変わっていないと結論づけている。

以上のような内容を有する本論文は、ヨーロッパのロマの歴史を軸とした国家形成から地域統合に至るヨーロッパの地域研究において、重要な貢献をもたらしている。これまで EU ロマ政策を「統治性」といったアプローチから分析する先行研究はあまり知られていない。更に、国家レベルでは「ジプシー」がどのように「統治」（フーコーの意味通りに）されたか否か、及び EU が国家とどのように異なったロマの統治を試みるかを議論する研究も極めて少ない。こういった空白を埋めることはこの研究の極めて重要な学術的貢献である。

第二に、著者は、ジプシーと呼ばれたロマの系譜学的な分析を前近代までさかのぼっておこなうため、膨大な資料を収集し、さらに、EU のロマ政策にかかる最新の一次資料を整理、分析している。その結果、本論文は、ヨーロッパ・ロマの形成から EU 形成に至る政策史ともなっており、後続の研究に資する資料価値としての意義もきわめて高いと評価できる。

さらに、本研究は、近代国家形成において国家の安全上、少数者として排除され、常に迫害の対象とされてきたロマを保護しようとする EU も、その国家の枠組みを越えた地域統合を目指すためにこれを利用しているということにおいて、近代国家成立時と同様の問題をはらむという新たな観点を示すことによって、「人間の安全保障」上の警鐘を鳴らしており、今後の EU 政策にも一石投じるものと評価される。

もっとも、本論文にも欠点がないわけではない。まず、フーコーの統治性アプローチを EU のロマ政策の分析に応用しようという斬新さは評価できるものの、必ずしも十分に具体的かつ説得的に用いられてはいないように思われるとの審査委員の指摘もあった。

第二に、本論文は、ヨーロッパ・ロマ全般を扱っているため、その多くが居住するルーマニアなどの東欧諸国における研究蓄積にまで十分な調査が及んでいるとはいえず、ロマの人々の実像が明瞭に描かれているとはいえないのではないかと指摘もあった。

第三に、参照文献の出典や引用における論文の形式上の課題も指摘された。

しかし、以上の問題点は、むしろ今後の研究課題として考えられるべきものであり、また指摘された各課題に対しては、十分留意して対応をすべきことは著者も十分に認識しているところである。それらは、本研究の学術的価値を損なうものではない。

以上の理由により、審査委員会は全員一致で、ヨネスク マグダレーナ氏が、博士（国際貢献）の学位を授与されるにふさわしいとの結論を得た。